

告示第 382 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県漁獲可能量	知事管理区分及び配分数量
するめいか	現行水準	全ての漁業：全量
くろまぐろ(小型魚)	7.1 トン	全ての漁業：全量
くろまぐろ(大型魚)	7.2 トン	全ての漁業：全量